

役員報酬及び費用等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人十日町地域シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等 公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わないもので費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長の報酬は月額とする。
- 3 常務理事は無報酬とする。
- 4 非常勤役員の報酬は日額とする。ただし、理事長は除く。
- 5 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員報酬額は、別表1に定める金額として、理事会の承認を得て決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 理事長の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第4条を準用するものとする。

2 非常勤役員には、理事会及びその他の会議に出席した都度報酬を支給する。
ただし、理事長は除く。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
ただし、前条第2項に該当する場合は、その都度支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出の
あった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、
これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するも
のについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める
報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定め
る。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び
公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法
律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月8日から施行する。

別表1（第4条関係）

役員報酬額

理 事 長	月額50,000円
非常勤役員 (理事長は除く)	1回につき3,500円

別表2（第7条第2項関係）

費用の額

非常勤役員の管内勤務に係る費用	<p>実費相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を利用した場合はその旅客運賃 ・自家用自動車等を使用した場合は、1キロメートルにつき40円(1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、片道2キロメートル未満は支給しない。
役員の外職に係る費用	旅費規程に定める金額
その他	実費